

## 研究会報告書案(前半)について特に議論が必要と思われる意見(要旨)

- 5頁以下「裁判官の人事評価の現状と関連する裁判官人事の概況」の取扱い
  - 説明が長いので資料引用型にしてはどうか。
  - この形式をとるのであれば、事実の説明にしぼり、判断部分を割愛してはどうか。
  - 現状分析の上でこうした現状が必ずしも現場の裁判官に徹底していないことも研究会のテーマであったことを明示すべきではないか。
- 18頁～19頁「評価の目的」の記載の取扱い
  - 18頁8行目の「これによれば、上記のような人事は、評価を考慮せずに行うことになるのであり、判事任命についての応募制の採用、異動の廃止・限定、裁判官報酬の一律化あるいは報酬の刻みを少なくすべきであるといった考え方も密接に関連していると思われる。」の部分については、裁判官については人事評価を行うべきではないという意見は後半の点とは必ずしも密接に関連しているとは思えないので、削除してはどうか。
  - 18頁11行目を「現行の制度を前提とする限り、判事への任命について、それまでの判事補あるいは判事としての勤務に対する評価を判断資料としないことは、およそ考えられない。」としてはどうか。
  - 18頁下から10行目に「～とするのが大方の裁判官の意見である。」を挿入してはどうか。
  - 19頁2行目に「～とする」を挿入してはどうか。
  - 19頁7行目からの「短期的な視点からの明確なランク付けは必ずしも必要ではなく、むしろ」、「これまでの裁判官の人事評価においても、長い期間をかけ、多くの者が見ることにより、評価の客観性・公平性が保たれるという考え方の下に、運用されてきたものと認められる。」を削除してはどうか。
- 19頁「基本理念」の記載の仕方
  - 基本理念としては、「裁判官の職権行使の独立等」が重要なので、この部分の記載を基本理念の項目の冒頭部分に移してはどうか。

- 22頁「司法行政上の監督権と裁判官の職権行使の独立」に関する注記の取扱い
  - 引用する必要はないのではないか。
- 22頁「評価基準検討の問題意識」の記載の仕方
  - 22頁下から2行目の「当研究会においても、これと同様の問題意識の下に、評価基準の在り方について検討した。」とある部分は、「これと同様の問題意識」としては審議会意見しか掲げられていないので、17頁の評価の目的の部分の記載などを参考にして、表現を工夫してはどうか。
- 24頁「裁判官に求められる資質・能力」の記載の取扱い
  - 24頁下から8行目の「これをどのような形で人事評価に取り入れ、どの程度の力点を置くかは別にして、」を削除してはどうか。
- 25頁「評価項目」に関する審議会意見の取扱い
  - 25頁下から11行目の「審議会意見において例示されている「事件処理能力、法律知識、指導能力、倫理性、柔軟性」もかなり概括的、抽象的なものである。」を削除してはどうか。
- 25頁「処理件数などの客観的な数値の取扱い」の記載の場所
  - 業績評価の項目のところに盛り込むべきではないか。
- 28頁実績の評価等の記載の取扱い
  - 28頁冒頭の事件処理の目標を立ててそれに従った事件処理をしていくという姿勢について、「自己評価に活かされることなどにより、別途、評価の対象となり得る。」としてはどうか。
- 絶対評価・相対評価の問題
  - 評価が絶対評価であることを明示すべきではないか。
- 29頁「段階式評価」の記載の取扱い
  - 29頁下から4行目を「段階式評価を行うことは、評価の結果が明確で客観的であるという長所がある」としてはどうか。
  - 29頁下から3行目について、段階式評価を行うこと自体ランク付けを意味するので、それだけでは問題点の指摘としては不十分に思う。裁判官にランク

付けによってレッテルを貼られると受け取られることが問題であると考えられるので、そのような表現にしてはどうか。

- 30頁裁判官の人事評価の性質の記載の取扱い
  - 30頁下から7行目の「一般職の国家公務員や民間会社と異なり、每期ごとの明確なランク付けは必要がなく」を削除してはどうか。
- 32頁「具体的な評価項目及び評価形式の在り方」の「基本方針」の記載の取扱い
  - 32頁6行目の「評価項目のうち、一部のものについて、文章式の評価に加えて段階式の評価を行うか否かについては、」の「文章式評価に加えて」を削除してはどうか。
- 33頁「評価項目」の「その他」項目の取扱い
  - 33頁下から6行目「具体的な評価項目欄には記載しがたい事項、その他特記すべき事項等を記載する。」の部分については、どのような事項が対象となるのか明らかにしておくことが大切なのではないか。
- 33頁「評価項目」と「評価の視点(考慮要素)」の記載の取扱い
  - 33頁最終行の「なお、その記載に当たっては、一般に、評価の視点のすべてにわたり記載するまでの必要はないが、中でも、「一般的資質・能力」については、特徴的な事項を記載することで足りるものとする。」を削除してはどうか。
- 34頁「段階式評価を取り入れるべきである」とする考え方の記載の取扱い
  - 34頁下から10行目の段階式評価を取り入れるべきであるとする論者の根拠を明確に示す必要があるのではないか。
- 35頁「評価に際して考慮してはならない事項の明確化」の記載の取扱い
  - 35頁最終行については、「確認しておきたい」という表現ではなく、「制度化に当たって明確化すべきである」としてはどうか。